

主な検討項目

(1) 会計不正リスクへの対応のあり方

(検討事項)

- ・ 職業的懐疑心のより積極的な発揮
- ・ 被監査企業及び業種を取り巻く環境、会計不正等についての精通
- ・ 監査人が不正に起因する財務諸表の虚偽記載を発見できるようにするため、監査人が行うべき監査手続を包括的に整理し、一つの基準(「不正対応基準(仮称)」)として示すことが一法として考えられるのではないか 等

(2) 会計不正リスクに対応するための実効性ある監査計画の策定、会計不正の端緒が発見された場合の監査計画の見直し

(検討事項)

- ・ 代表的な会計不正リスク（SPCの利用等）を基準上列挙し、これを踏まえ、会計不正リスクが高いと考えられる事項に係る監査計画の策定
- ・ 様々な階層の関係者（従業員等）への聞き取りの実施
- ・ 企業が想定しない要素の組み込み（抜き打ちの監査手続の実施、往査先や監査実施時期の変更 等）
- ・ 会計不正の端緒が発見された場合の所要の監査計画の見直し 等

(3) 会計不正リスクが高い場合や会計不正の端緒が発見された場合の監査手続

(検討事項)

- ・ 残高確認状の内容等の見直し（担保設定状況等に係る記載の徹底等）
- ・ 疑われる会計不正の態様等に応じた監査手続の実施（売上の前倒し計上が想定される場合の現地棚卸手続の実施 等）
- ・ 矛盾した監査証拠があった場合や監査証拠の偽造が疑われる場合等における適切な職業的懐疑心の発揮
- ・ （金融商品等の評価や企業価値評価等における）専門家の活用の方 等

(4) 会計不正に関する監査事務所の体制

(検討事項)

- ・ 会計不正リスクが高い場合の適切な受任手続及び受嘱審査

- ・ 監査チームによる会計不正リスクの評価及び監査実施に対する適切なモニタリング
- ・ 監査事務所における通報窓口の設置など、情報収集体制の強化
- ・ フォレンジックチーム(不正調査の専門家)の活用のあり方
- ・ 不正事例研究など、会計不正等に関する教育・研修、訓練の徹底
- ・ 監査事務所内の審査の適切な実施（実効性ある本部審査ルールの整備等）

(5) 監査人間や監査役等との連携

(検討事項)

- ・ 監査チーム内の協議・情報共有
- ・ 取引先の監査人（同法人及び他法人）との連携のあり方
- ・ 監査役等との連携の強化

等

(6) 監査事務所間又は監査事務所内監査人間の引継ぎ、監査事務所交替時の開示

(検討事項)

- ・ 監査人交替時の実効性ある引継ぎの徹底
- ・ 監査事務所交替時における開示の強化

等

(7) 監査報告書の記載内容

(検討事項)

- ・ 強調事項の活用の可能性
- ・ 義務的記載事項（監査の過程で把握した被監査会社の会計処理に係るリスクなど）の拡充の是非の検討

等

(8) 関連して検討が必要と指摘された事項

(検討事項)

- ・ 上場廃止ルールのあり方(不適正意見や意見不表明の取扱い)
- ・ 監査契約書のあり方(会計不正の端緒が発見された場合の弾力的対応)
- ・ 監査人の守秘義務解除の要件の明確化

(9) その他

(検討事項)

- ・ 公認会計士と依頼者との契約に基づいて行われる非監査業務（株価算定等）のあり方
- ・ 多様な監査業務（学校法人監査等）に応じた審査のあり方

等